

札幌市東月寒地区センターの管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と札幌市東月寒地区センター運営委員会（以下「乙」という。）において令和5年3月10日付け（直近改定：令和7年3月24日付け）で締結した札幌市東月寒地区センターの管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第38条及び原協定書別記3賃金スライド条項第7条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第18条第3項の表を以下に改める。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	161,000円	371,000円 [※]	0円	0円

第2条 この協定は、令和7年10月1日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年9月26日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

(乙) 札幌市豊平区月寒東3条18丁目5番1号
札幌市東月寒地区センター運営委員会
代表者 会長 船越 一珠子

